

電力供給契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、
県有施設に乙が設置する太陽光発電設備（以下発電設備という。）により発電される電力の
購入に関し、以下の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、甲と乙で締結した令和○年○月○日付「太陽光発電設備導入事業基本協定書」（その後の変更を含む。）（以下「基本協定書」という。）に基づき、甲が発電設備の発電量及び甲の需要に応じて電力を供給し、甲はこれに対価を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この契約に定める承諾、通知、請求、催告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約金額）

- 第2条 契約単価は、以下の電力量料金単価（以下「料金単価」という。）とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

電力量料金単価：○○円/kWh

（契約期間）

- 第3条 契約の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの240か月とする。
- ただし、基本協定書に基づき発電設備の運転期間が変更になる場合は、この契約を変更することができる。

（契約保証金）

- 第4条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 計量日時は甲と乙が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、乙は、甲の使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について甲に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項による通知を受領した日から起算して10日以内に検査を終えなければならない。

3 前2項のほか、検査に必要な事項は、甲と乙が協議のうえ、これを定める。

4 計量器に故障等が生じ、使用電力量を計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。計量できない間の使用電力量については、当該期間における近隣の天候その他の発電条件及び本発電設備における過去の発電量実績等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。

(電気料金の算定期間)

第8条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第9条 乙は、第7条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第7条に定める方法により計量された使用電力量（平常時における発電量データ収集装置及びパワーコンディショナ遠隔監視システムの系統電力使用量を差し引くものとする。）に第2条の料金単価を乗じて得た金額とする。

3 前項の電気料金の算定に際し1円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた金額とする。

4 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に電気料金を支払わなければならない。なお振込手数料は甲の負担とする。

5 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により

計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

- 6 甲がその責めに帰すべき事由により第7条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなし、計量器に記録された値を使用電力量とみなす。

(事情変更)

第10条 この契約を締結した後において、法令の制定又は改廃、基本協定書の変更その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適當となったときは、甲と乙とが協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

- 3 電気料金の算定の基礎となる消費税及び地方消費税の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、乙は、前2項の規定にかかわらず、通知をもって協議に代えることができる。

(損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき事由による電力供給の停止等により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲又は乙が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲乙協力して処理解決にあたる。

- 3 第1項の規定による甲に対する損害賠償の額は、第14条第2項の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、甲と乙とが協議のうえ、これを定める。

(不可抗力)

第12条 本契約の有効期間中に天災地変その他の不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、乙は、かかる履行不能又は履行遅延について一切の損害賠償責任を負わないものとし、当該不可抗力事由により乙が本事業を行うことができない合理的な期間について、甲及び乙は本契約に基づく義務の免除を受けることができるものとする。また、甲又は乙は、当該期間が長期間に及び、本契約の継続が困難となった場合は、相手方に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内において電力供給を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 電力供給が履行不能であるとき。

(2) 電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(5) この契約の締結若しくは履行に関し、不法の行為又は山梨県財務規則に違反する行為をしたとき。

(6) 第5条の規定に違反し、甲の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

（８）前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

３ 前２項の規定により契約が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。

４ 第１項各号又は第２項各号（第７号を除く。）に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第１項又は第２項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第１４条 前条第１項又は第２項の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は、解除日から契約期間の満了日までの間に対応する予定使用電力量を基にして第１１条第３項の規定により計算して得た額の１００分の１０に相当する金額（甲に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第１５条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となった

ときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、甲と乙協議のうえ、これを定める。

(資料の提供)

第16条 乙は、甲が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

- 第17条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。
- 2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(保証金)

- 第19条 乙が合併、会社分割等により事業を包括承継する場合その他の事由により乙による債務の履行に重大な影響があると甲が認める場合、甲は乙に対し保証金として、予定数量から既に供給された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額の納付を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により前項の保証金の納付を求められたとき、乙は、保証金を甲が別途指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 甲は、次条の規定により相殺をした後もなお乙に対し債権を有する場合は、第1項の保証金を当該債権に充当することができるものとする。
 - 4 第1項の保証金は、契約の履行が完了した後、乙に還付する。ただし、前項の充当を行った場合は、残余がある場合に限り、その残余に相当する額を還付する。

(相殺予約)

第20条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺す

ることができる。

(管轄裁判所)

第 2 1 条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第 2 2 条 乙は、この契約書に定める事項のほか、基本協定書に定める事項について誠実に履行することとする。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 2 2 年法律第 4 9 号)、労働者災害補償保険法(昭和 2 2 年法律第 5 0 号)、最低賃金法(昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号)、労働安全衛生法(昭和 4 7 年法律第 5 7 号)、労働契約法(平成 1 9 年法律第 1 2 8 号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

3 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県知事 長崎 幸太郎

乙